

# 小値賀小学校いじめ防止基本方針

## 1 目指す子ども像

- いじめは、絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解できる子ども
- いじめられている、困っている友達を助けることができる子ども
- 友達と仲よく助け合いながら、学校生活を送ることができる子ども

## 2 いじめ対策に関する組織

### 【子どもを語る会】（月一回の定例会）

指導に配慮を要する児童や家庭環境に問題がある児童、最近気になっている子ども、いじめ、不登校傾向にある児童等、学校として特に配慮が必要な児童の実態を報告し合い、全教職員でその内容を共通理解する。

〈構成メンバー〉 校長以下、全ての教職員

### ※学校として特に配慮が必要な児童

発達障害を含む、障害のある児童、海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童等

### 【いじめ対策委員会】（不定期の会）

本会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための会である。

具体的には、

- いじめ防止等の取組の実施についての中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割

〈構成メンバー〉

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・研究主任・特支CO、養護教諭

※必要に応じて、心の教室相談員、PTA本部役員等

### 3 P T A及び関係機関との連携について

#### 【P T Aとの連携】

- (1) 年度当初のP T A総会、学級懇談会において、「いじめ防止基本方針」を説明する。
- (2) 年3回のいじめアンケート、教育相談の結果を受けて、保護者面談や学級懇談会で説明する。
- (3) 必要に応じてP T A本部役員で事案について説明する。

#### 【関係機関との連携】

- (1) 小値賀町生徒指導部会を中心に、子どもの問題行動等、こども園、小値賀中学校、北松西高等学校、健全育成会との情報交換を密にし、その共有化を図る。
- (2) 児童の転出入については、転出入学校との連絡を行い、児童及び保護者の実態を共有する。
- (3) 児童の入学・卒業に際しては、関係学校や町健康管理センター（療育相談関係）との連絡を密に行い、その後の学校生活に支障のないようにする。
- (4) 小値賀町特別支援連絡協議会とも連携し、発達障害を含む、障害のある児童の障害の特性への理解を深める。
- (5) 家庭環境が気がかりな児童については、役場福祉事務所や民生委員と連絡を取り、情報を共有する。
- (6) いじめにかかわる事案については、教育委員会に適宜、報告し、対応等について協議する。
- (7) 事案が悪質で生命の危険を感じる場合は、対応を協議した後、小値賀駐在所・上五島警察署にも相談する。
- (8) 必要に応じて、学校支援会議や地域民生委員会との連携を図る。

### いじめの防止について

#### 〈教職員の取組〉

- 子どもを語る会における確実な共通理解
- 教師の指導力向上（校内研修の充実）
- 「生命尊重」をテーマにした道徳学習の公開（授業参観及び懇談会）
- 学級経営の充実
- 学校評価において、いじめ防止基本方針の取組について、評価項目を設定し、評価結果を改善に生かす。

#### 〈児童生徒の取組〉

- 代表委員会を中心に、あいさつや言葉遣いについて、児童主体の取組を行う。
- 人権学習会において、各学年でいじめ防止や人権にかかわる宣言を行う。

#### 〈保護者の取組〉

- 学級懇談会・研修会などでいじめ問題への基本的な考え方の理解

### いじめの早期発見について

#### 〈教職員の取組〉

- 子どもを語る会における情報交換及び共通理解
- 支持的風土を基本とした学級経営
- 心の教育相談員の活用・スクールソーシャルワーカーとの連携
- 児童へのアンケート調査及び教育相談（6月・10月・2月）

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### 〈児童生徒の取組〉

- アンケートへの記入

#### 〈保護者の取組〉

- 学級懇談会・教育講演会などを通じた、いじめ問題への基本的な考え方の啓発

## いじめに対する措置について

### 〈教職員の取組〉

- いじめ対策委員会または子どもを語る会での事案の確実な共通理解
- 行った児童への毅然とした指導と受けた児童の安全確保と丁寧な聞き取り
- 事案発生初期からの的確な指導と関わり
  - ①いじめを受けた児童からの事実関係の聞き取り
  - ②その後、関係児童からの聞き取り（複数の教員で対応）
- 保護者への迅速かつ正確な事実報告と協力した対応
- いじめが収束したと思われた後の継続した観察と面談

### ※いじめの解消の判断

- ①いじめに係る行為が3ヶ月以上、継続していないこと。
- ②被害児童が精神的苦痛を感じていないこと。

### 〈児童生徒の取組〉

- 道徳学習などを通して、いじめ問題について考え、再度、いじめは絶対に許されない、卑怯な行為であることを再確認する。

### 〈保護者の取組〉

- 学級懇談会・教育講演会などを通じた、いじめ問題への対応についての共通理解

## 重大事態発生時の取組について

- この場合の重大事態とは以下の要件にあてはまる事案である。
  - ①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ②児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという連絡があった場合
- 時代事態発生後、直ちに教育委員会へ報告
- 教育委員会の指導・支援のもと、いじめ対策委員会を中心に対処を協議
- 調査・指導（加害・被害児童及び保護者への聞き取りは複数教員で行う）
- 外部機関との連絡・調整については、いじめ対策委員会の長である校長が行う。  
また、保護者等との連携については、教頭・担任も行う。
- 必要に応じて、保護者説明会の開催も検討する。
- 調査・指導については、定期的に教育委員会へ報告する。
- 事態の収束に至った場合は、教育委員会へ最終報告する。

## 4 本校のいじめ防止に関わる重点的な取組

- 道徳教育、人権学習、体験活動に力を入れ、思いやりの心、友達とのコミュニケーション力の育成
- 「児童アンケート（6月・10月・2月）→教育相談→保護者面談」の流れを生かした、積極的ないじめの早期発見と保護者への連絡
- 「子どもを語る会」における児童の情報共有と継続した観察・指導

## 5 いじめ防止対策に係る年間計画

月	主な予定	留意事項等
4月	○学校基本方針の確認 ○PTA総会での説明 ○家庭訪問により保護者との情報共有 ○小中高一貫教育 歓迎遠足 ◇子どもを語る会	○いじめ防止対策の意義と保護者や地域との連携について確認する。
5月	○いじめ対策委員会（1） ○運動会を通じた地域との連携 ◇子どもを語る会	○年度当初における児童生徒の心と体の様子について全職員で共通理解を行う。
6月	○PTA親子ボランティア ○長崎っ子の心を見つめる教育週間 ○小中高一貫教育公開授業ウィークス ○小中高一貫教育 海浜清掃 ○生活アンケート① 個人面談 ◇子どもを語る会	○道徳授業の公開及び懇談会での心の教育に係る学校の取組を紹介する。 ○日常生活での心配事や不安なことを把握し、個人面談の資料とする。
7月	◇子どもを語る会	
8月	○校内研修会（児童理解等） ◇子どもを語る会	
9月	◇子どもを語る会	
10月	○生活アンケート② 個別面談 ◇子どもを語る会	○日常生活での心配事や不安なことを把握し、個人面談の資料とする。
11月	○PTA親子エコウォーキング ◇子どもを語る会	
12月	○小中高一貫教育 人権集会 ○学校評価 （いじめ防止に関する自己評価） ◇子どもを語る会	○いじめ防止対策の成果と課題の検証及び次年度の計画
1月	○小中合同ロードレース大会 ◇子どもを語る会	
2月	○生活アンケート③ 個人面談 ○いじめ対策委員会（2）  ◇子どもを語る会	○日常生活での心配事や不安なことを把握し、個人面談の資料とする。
3月	○いじめ対策委員会（3） ○子どもを語る会	

## ○組織的な対応イメージ

### ①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」「子ども理解支援シート」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育の充実
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童の「規範意識」「思いやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

### ②いじめの情報



### ③情報を集める



- 教職員、児童、保護者、地域住民その他関係者と子どもに関する情報を共有し、「いじめ対策委員会」に情報を集める。



### ④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。  
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職で分担)



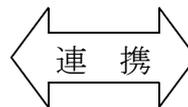
### ⑤A 児童生徒への指導・支援

- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

#### ※いじめの解消の判断

- ①いじめに係る行為が3ヶ月以上、継続していないこと。
- ②被害児童が精神的苦痛を感じていないこと。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。



### 関係機関

### ⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

- 常に状況把握に努める。

## ○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携

